

地域振興・地域貢献に関する包括協定

株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「甲」という。)と千葉県(以下「乙」という。)は、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条の規定及び乙が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、地域振興・地域貢献に取り組むための基本的な事項を定める。

(甲の役割)

第2条 甲は、ガイドラインを尊重し、次に定める事項について、千葉県内のセブン-イレブン全店で積極的な地域貢献に努める。

地産地消に寄与するオリジナル商品の開発と販売、販売促進に関すること
地元産品(農林水産物、加工品、工芸品)の販売・活用に関すること
健康増進・食育に関すること
地域福祉、少子高齢化対応に関すること
青少年の健全育成に関すること
観光情報・振興に関すること
環境対策、リサイクルに関すること
防犯、安全安心なまちづくりに関すること
地域防災への協力に関すること
その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

(乙の役割)

第3条 乙は、甲の前条の取組について、積極的な情報発信、関係機関との調整等を通じ、甲の円滑な地域貢献活動に資するよう努める。

(意見交換)

第4条 前二条の取組を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に意見交換を行う。

(総合窓口)

第 5 条 この協定に関する総合窓口は、以下のとおりとする。

甲：オペレーション本部第 1 オペレーション部 千葉ゾーン

乙：商工労働部経営支援課商業・大型店室

(協定の見直し)

第 6 条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議する。

(その他)

第 7 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 0 年 7 月 2 3 日

甲 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 C O O
山 口 俊 郎

乙 千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千 葉 県
千葉県知事
堂 本 暁 子